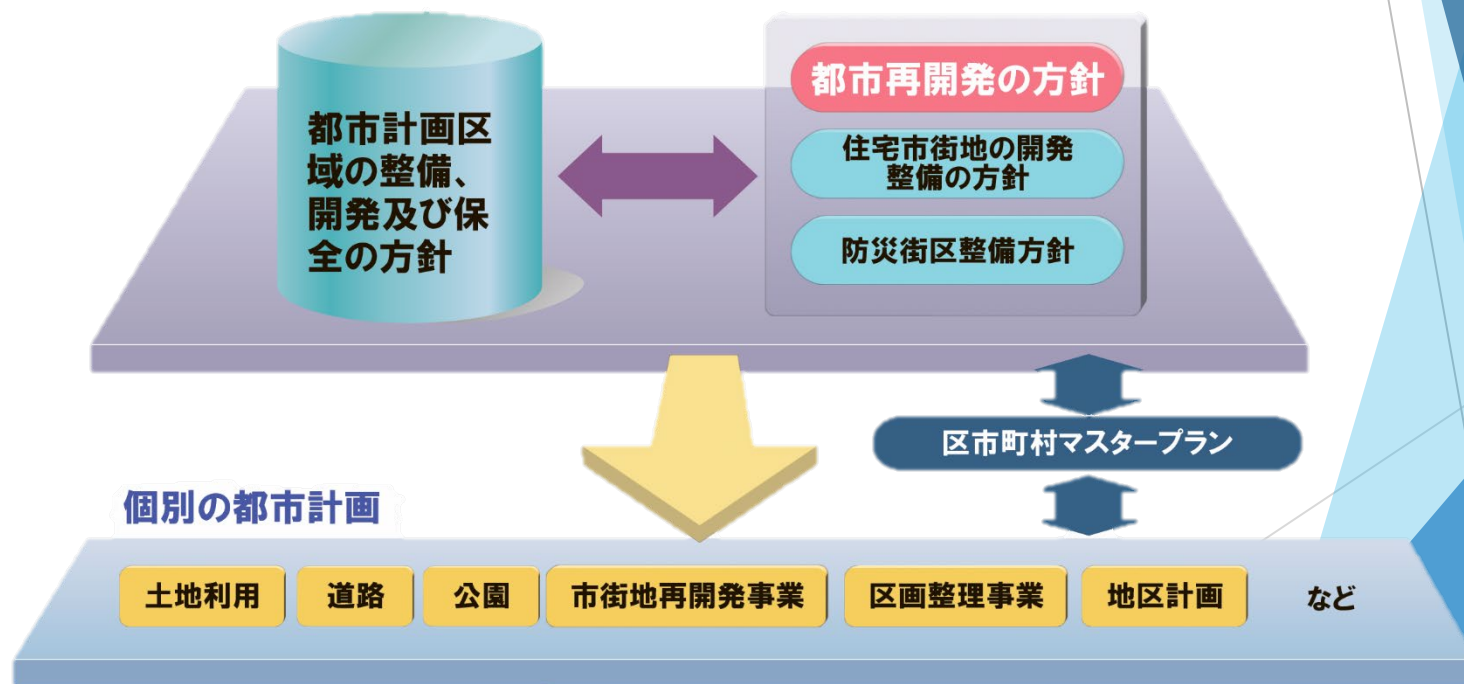


「都市再開発方針」とは

- 都市再開発の方針は、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランです。
- 本方針は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などと共に、土地利用、都市計画道路、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置づけられています。



都市再開発方針で定めるもの

都市再開発方針では、1号市街地、2項再開発促進地区（2項地区）、誘導地区を定めます。

1号市街地

都市計画区域のうち、D I D地区(※)を対象として計画的な再開発が必要な市街地をいい、目標年次はおおむね20年です。

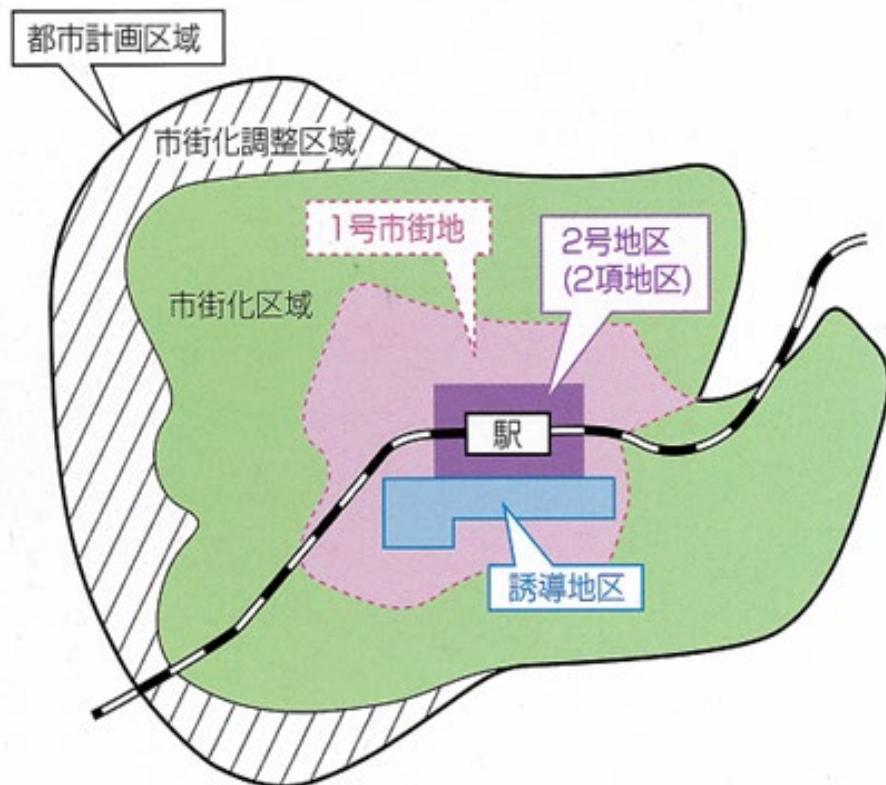
2項地区

1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区をいい、目標年次はおおむね10年です。

誘導地区

2項地区には至らないものの、再開発を行うことが望ましく、効果が期待できる地区をいい、目標年次はおおむね15年です。

地区指定のイメージ



※「D I D地区」とは、「人口集中地区」の略称で、人口密度約40人/ha以上の国勢調査単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。